

令和7年度における国立大学法人岡山大学の中小企業者に関する契約の方針

国立大学法人岡山大学は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本学は、令和7年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約191億円、比率が61.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、令和元年度以降の新規中小企業者の契約実績の平均約0.55%を踏まえ、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き3.1%を目指すこととする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本学は、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

2 豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

令和2年7月豪雨及び令和6年6月能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記1と同様の配慮に努めるものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募による発注に関連する情報について、中小企業・小規模事業者に提供するように努めるものとし、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

4 官公需に関する相談体制の整備

財務部契約課、施設企画部施設企画課などで、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録等の情報を提供する等、必要な指導に努めるものとする。

5 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした仕様書を作成するものとする。また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等について配慮を行うものとする。

6 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

7 調達・契約手法の多様化における配慮

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について、十分に考慮するものとする。また、物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該物品の配送を行

トラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示等に努める。

8 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。また、総合評価落札方式における創意工夫による価値の適切な評価等に努める。

なお、高度かつ独自の新技术を有するスタートアップには中小企業・小規模事業者が含まれ得ることを踏まえ、受注機会の増大を図るよう努める。

9 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

本学において消費される調達について、少額の契約であって随意契約（以下「小額の随意契約」という。）による場合には、地域内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

10 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料費及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札が行われるようダンピング防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

さらに、契約前において、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとし、契約後においては、最低賃金額の改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な

価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

なお、競争入札において適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当でないことに留意するものとする。

中小石油販売業者に対する配慮

災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

本学又は岡山県との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に対しては、平時においても受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができる。

なお、燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申し出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこととする。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申し出が円滑に行われるように配慮する。

第3 新規中小企業者の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

本学は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

（２）競争参加者の資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

（３）新規中小企業者からの相談体制

財務部契約課、施設企画部施設企画課の職員で、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

第４ 前３号に掲げるもののほか、中小企業者の受注機会の増大に関し必要な事項

１ 本方針の適用範囲

本方針は、本学の全ての部局に適用する。

２ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、本学に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第１の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

３ 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

附則

○本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 : 財務部契約課長

本部員 : 財務部財務企画課長

: 施設企画部施設企画課長

(事務局 財務部契約課)

なお、本部員には、必要に応じて各調達担当部局の長を追加することとする。